

東松山市地内発生少年死亡事件に係る埼玉県教育委員会・
川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会 報告書【概要】

1 はじめに

- 平成28年8月、東松山市地内で16歳少年が死亡、加害者は少年2名及び中学生3名であった。中学生は少年院送致となり、少年2名はさいたま地方裁判所に起訴された。
- 事件を受け、埼玉県教育委員会、川越市及び東松山市の各教育委員会が合同で、調査・検証を進めることとした。
- 検証に当たり、関係する少年ごとに、家庭環境や成長過程を調査し、課題と思われるものを取り上げ、その課題を論点として集約、整理したうえで、集中的に協議した。
- 協議のなかでは、少年たちをこのような事件の被害者にも加害者にもさせないために、各小・中・高等学校の段階でどのような指導や対策が求められたのか、議論を重ねた。
- 問題行動の初期段階からの対応、各機関との連携、家庭への支援、居場所としての学校、学校運営や自立支援教育等が話題となった。特に生徒指導について、個別の問題行動に対する指導のほか、全児童生徒に対する通常の学校・学級経営の重要性にも協議が及んだ。
- 問題行動の背景に生育環境や発達上の課題がある場合が多い。表出する行動に目を奪われず、背景にある生きづらさへの支援等、きちんと対応することが重要である。
- また、家庭、保護者への支援が子供の健全育成に必要となれば、学校のみでなく、関係機関との連携は不可欠であるが、特に双方向からの連携が重要となる。
- 学校には、個々の子供の特性や問題行動の背景に適応した指導が必要である。学校には自らの教育活動、生徒指導の在り方を不断に見直す姿勢が求められる。
- 教育委員会には、求められる変化に学校が的確に対応できるよう、学校組織の整備や教育活動を支援する事業の実施、教員の資質向上対策などの学校支援が強く求められる。
- 子供や家庭への支援に関わる各種機関には、学校や教育委員会とのより積極的な連携をお願いしたい。教育、福祉、保健医療、警察等関係機関が相互に情報を共有し、個々のケースにおいて、各機関の役割を確認し、協力しながら、子供の健全育成に努めてほしい。
- 何よりも、この検証が困難を抱える子供たちの健全な成長の一助となることを委員一同、心より期待している

2 構成員

大学教授	澤崎 俊之	(委員長・埼玉大学教育学部教授)
臨床心理士	枝久保 達夫	(副委員長・埼玉県臨床心理士会会長)
弁護士	佐世 芳	(埼玉弁護士会弁護士)
医師(精神科医)	奥野 洋子	(熊谷神経クリニック院長)
社会福祉士	川染 智子	(埼玉県社会福祉士会理事)
埼玉県PTA連合会	齋藤 芳尚	(埼玉県PTA連合会会長)
埼玉県教育委員会	古川 治夫	(県立学校部長)
川越市教育委員会	中野 浩義	(学校教育部参事兼教育指導課長)
東松山市教育委員会	鈴木 寿	(学校教育課長)

3 検討の経過

- 平成28年 9月23日 第1回委員会開催
・事件の概要及び関係者のプロフィールについて
- 平成28年10月25日 第2回委員会開催
・関係者に係る論点等について
- 平成28年11月22日 第3回委員会開催
・中間報告について
- 平成28年11月29日 中間報告
- 平成28年12月20日 第4回委員会開催
・生徒指導、学力対策、学校間の引継、問題行動への対応
・人間関係づくり、ソーシャルスキルトレーニング等の取組
- 平成29年 1月24日 第5回委員会開催
・学校と関係機関等との連携
- 平成29年 2月27日 第6回委員会開催
・中途退学防止、自立・就労支援について
- 平成29年 3月22日 第7回委員会開催
・最終報告について

4 関係者に係る状況

「4 関係者に係る状況」においては、それぞれの少年に係る家庭環境及び成長過程とともに、検証作業により見えてきた課題を取り上げた。

5 検証と考察

(1) 非行・問題行動等への対応

ア 児童生徒への働きかけ

(ア) 児童生徒の変化を見逃さないための対応

<検証>

検証対象の各小・中学校では、一定のルールに基づき、規律を重視した生徒指導の下でクラス経営を行っていた。また、「特に配慮を要する児童生徒」について、教員間の情報共有を図っていた様子がうかがえた。

このため、全体的には落ち着いた状態にあった一方、問題行動を起こす児童生徒の変化への対応には遅れが出てしまった場合もあった。

また、後に事件に関係する児童の行動が小学校段階では大きな問題とならなかったため、児童に関わる様々な変化とその背景を小学校段階において、敏感に捉えられていなかったように思える。

中学校では、学年が上がるにつれ問題行動が激しくなっていく。学校では校内ルールに基づき個別的・段階的な対応を重ねているが、問題の改善にはほとんどつながっていない。

<考察>

- 些細なことでも、学校組織で情報共有を図る。
- 児童生徒の課題の背景を探る努力が必要である。

○ 問題行動を繰り返す児童生徒に対して

- ・通常の校内全体に対する生徒指導とは異なるアプローチが必要である。
- ・的確な見立て、支援計画、支援の実施、効果を評価するサイクルが重要である。
- ・多くの場合、専門職の参加が必要である。

(イ) 急激に学力が低下した際など、児童生徒の変化への対応

<検証>

基礎学力は、児童生徒が意欲を持って学校生活を送る上で重要な力であり、その保障は居場所としての学校づくりの観点からも重要である。

本事案に係るある学校では、基礎学力の定着に向けた補習や、自主学習を基本とする個々の能力に応じた学び直しの取組が行われている。

一方、各学期の成績が振るわない児童生徒の保護者を学校に呼び、指導を促してはいるが、学力の変化をきっかけとして家庭生活の状況変化までの確に捉えるには至っていない。

<考察>

- 表出している児童生徒の変化のみを捉えた生徒指導では、期待した効果は望めない。
- 児童生徒を注意深く観察するほか、家庭訪問や保護者面談等により、家庭の状況等に変化があるかどうか探る必要がある。
- 的確な見立てには、医療や福祉等の関係機関と連携した情報収集が必要な場合がある。

(ウ) 問題行動を繰り返す児童生徒に対する指導

<検証>

学校では、問題行動を認知した場合、本人に対し事実を確認し、必要な指導を行い、反省文を書かせるなど内省させ、保護者に連絡し、被害者がいれば謝罪をさせるという一連の指導を行っている。再度の問題行動があれば、この一連の指導をさらに強めて反復している。

ただし、結果を見ると、問題行動を繰り返してしまう児童生徒への指導に対する効果は、限定的である。

繰り返される問題行動の背景等についての情報収集が不足しており、児童生徒について、十分な見立てや支援計画が作成されず、表出する行動面のみへの指導を繰り返しがちである。

さらにその際、規律や規範を求める教育上の指導方針と、ルールを守っている児童生徒の不公平感を避けるために、問題行動が繰り返されるたびに指導はより厳格になる状況がある。

生活環境など、本人ではどうしようもないことが問題行動に影響している場合、学校による厳格な指導が、本人の反省につながらず、かえって疎外感や孤立感を生み、自己肯定感を失わせ、居場所としての学校の機能を損なわせるリスクを増幅させている可能性がある。

<考察>

- 関係機関とのネットワークの構築は、学校の重要な日常的な取組である。
- 要保護児童対策地域協議会は、関係者が一堂に会する重要な場である。
- 学校は、要支援児童等に該当すると思われる児童生徒の情報を、適切に市町村に情報提供する必要がある。
- 市町村は、適切に要保護児童及び要支援児童を把握し、積極的に個別検討会議を持つなど、きめの細かい対応が望まれる。
- 学校の教育相談組織の整備、教育相談をコーディネートする教員の養成が必要である。

- 生徒指導組織と教育相談組織が連携した、各児童生徒に応じた指導・支援が望まれる。
- 定型的な指導を反復することは、指導の形骸化につながる恐れがある。
- 指導に当たっては、疎外感や孤立感を生じさせないように、注意が必要である。

イ 家庭への働きかけ

<検証>

学校は問題行動に対し積極的に保護者との連携に努めているが、家庭の協力が得られない場合や、子供の生育に望ましくない状態の家庭もあり、協力関係を築きづらい状況もあった。

問題行動に際し、学校は保護者を呼ぶなどしているが、協力が得られないと家庭を巻き込んだ対応をあきらめがちとなり、指導について学校・家庭間で考え方の食い違いが生じてしまうことがある。さらに関係が悪化した場合、保護者が学校に反感を抱く状況もみられる。

学校と家庭との関係の悪化は、児童生徒の問題行動の改善につながらないばかりでなく、ケースによっては、非行の増長や不登校、中途退学のリスクを増大させてしまう。

<考察>

- 家庭環境への理解を深めるには、過去の記録、関係機関からの情報が必要である。
- 家庭支援に当たって、福祉や医療等との連携を進めるには、SCやSSW等の活用が有効である。
- 学校は保護者の困り感にできる限り寄り添い、児童生徒と家庭双方をまとめて支援していく姿勢が大切である。
- 精神的に不安定な保護者等に対しても、適切なアセスメントのもと、関係機関と連携し、児童生徒を含めた家庭全体の支援計画をつくり、実施していくことが重要である。
- こうした作業は、教員の多忙化を助長するように思えるが、教員間及び学校と関係機関相互の役割分担が明確化され、効果的に実施されるようになるため、かえって学校の負担軽減につながるものである。
- 教育委員会は、学校への専門職の配置、教員の育成に努める必要がある。

ウ 関係機関との連携

<検証>

学校は児童生徒の変化にどの関係機関よりも早く気づくことができるが、他方、保護者の状況など家庭環境に係る変化については、福祉機関等に比べると適時に捉えることは難しい。

児童生徒の急激な変化には、医療機関での対応が必要になるもののほか、背景として生活環境に変化があることが多い。表出している児童生徒の変化のみを捉えた指導では期待した効果が難しく、関係機関と連携し必要な情報の収集に努め、的確な見立てを行う必要がある。

今回の検証でも、福祉機関では家庭の状況を把握しており、家庭における児童生徒の養育に困難さが増していることを承知しているケースがあったが、当該児童生徒への学校による指導はかなり困難になっており、さらに家庭環境が悪化すれば、非行傾向がさらに強まるであろうことが容易に予想される状況にあった。

このケースでも、学校と関係機関との連携は十分とはいえない状況であり、積極的な連携への努力は双方に求められた。双方が情報共有に消極的で連携も少ないまま支援を行っても、問題行動が改善されるような効果は期待し難いものと思われる。

なお、児童相談所との連携については、学校から児童相談所への相談は見られるものの、通告はほとんどされていない状況がうかがえる。

<考察>

- 課題が一時的に小康状態となった場合も、一定期間の継続的見守りが必要である。
- そのためには、各種の定例的な会議が有効であり、学校の状況に応じて、いじめ・非行防止ネットワークの積極的な設置が望まれる。
- 虐待の疑いがある場合の通告はもとより、非行が増長している場合も、早いうちから市町村又は児童相談所に相談を持ちかけるべきである。
- 学校は保護者との関係悪化を過度に気にすることなく、毅然として、早期に市町村又は児童相談所に通告・相談を行う必要がある。
- 教育委員会は、通告・相談すべき事例を学校に紹介・啓発するとともに、通告・相談を行った学校の対応を支持し、関係機関との連携が進むよう支援することが望まれる。

(2) 高校中途退学への対応

ア 生徒への働きかけ

<検証>

今回の検証では、生徒が退学願を学校に提出するまでに、問題行動に対する学校の指導が重ねられているケースが多く、特に家庭謹慎については、生徒に強く忌避されている。

これは、自宅で反省したり課題学習をこなしたりしなければならぬことへの拒否感だけでなく、家庭謹慎期間中の自由な行動が束縛されること、家庭謹慎に係る情報等が校内の人間関係に影響を及ぼすことを避けたいなどの思いによるものと思われる。

本事案にあっても、生徒が家庭謹慎を繰り返し受けることを避けたいが、家庭謹慎の処分を受けるくらいなら学校を退学するとの意思を示す一方、学校側はルールに従わなければ学業の継続は難しいとする姿勢を示した結果、退学に至っているケースがある。

また、家庭謹慎の原因となる問題行動について、学校外で起きていることが多くあったが、生徒が学校内で教員に見せる顔と、学校外で起こす問題行動の間に大きな相違があり、生徒は校内と校外で自分の姿を意識的に使い分けているようにも思える。

生徒にとり学校は大切な居場所になり得る場所ではあったようだが、学校の指導を受け入れながら、問題行動を起こさず学校生活を続けていくことは難しかったようである。

また、中途退学した生徒は、社会性や人間関係スキルが十分には身に付いておらず、就労や自立への支援が必要であったが、高校以外には、当該生徒を受け入れ、社会につないでいく居場所がなかった。

<考察>

- 定型的な指導について、生徒の立場から考えてみる必要がある。
- 形式的に学校のルールに当てはめ、退学のきっかけをつくってしまうような対応は戒めるべきである。
- 生徒懲戒の基準を機械的に当てはめることのないように留意するべきである。
- 生徒懲戒の基準自体について、社会の変化や生徒の実態等に合わせて、見直していくことも必要である。
- 学業や発達などに何らかの困難を抱えた生徒が在籍する高校について、社会性や人間関係スキルの育成への取組の充実が求められる。

- モデルとなる大人に会わずに育ってきた生徒に対し、自分の将来像を重ねられる大人の姿を見せていく取組みが必要である。
- 非行傾向のある生徒への特別な指導について、周囲の生徒の理解を得るよう努めつつ、家庭環境等への対応も含めた粘り強い姿勢が求められる。

イ 家庭・関係機関との連携

<検証>

家族の形が多様化しており、高校を中途退学する生徒への指導について、家庭との連携が難しい状況にある場合もある。

生徒の中には、家庭を居場所としておらず、友人宅等に泊まり歩いている者もあり、なかには保護者も含めた家庭支援が必要なケースもある。

こうした状況で中途退学すれば、家庭での生活指導が届くことなく、適切な居場所もなく、自分の将来を重ねられるモデルとなるような大人も身近にいない生徒にとって、その後も社会性や人間関係スキルを身に付ける機会に恵まれないというリスクが高まってしまう。

さらに、その状況が継続すると、就労や自立が困難になり、将来的にも貧困などの困難を抱えてしまう恐れがある。

<考察>

- 中途退学となった場合にも、支援機関への切れ目ない接続や支援の継続が望まれる。
- そのためには、在学中から、支援機関を学校教育の中に組み込み、生徒との関係性をつくっていく取組が効果的である。
- 高校と自立支援機関（地域若者サポートステーション等）との連携は、生徒の社会性や人間関係能力を向上させる教育効果があり、中途退学防止に資するものと期待される。

（3）非行・問題行動等の未然防止に向けて

ア 児童生徒への働きかけ

（ア）全児童生徒に対する学校運営、教育活動

<検証>

各学校とも、体験活動や、他者と関わる学習活動を取り入れる等の学習を進めているが、規律や規範を大切にした統一的な生徒指導が比較的重視される傾向にある。

また、生徒指導については、年間計画や学級経営案に基づき、通常の教育活動をとおして継続的に、全教職員の共通理解を図りながら、共通の指導となるよう対応している。

こうした取組により、学校全体としては比較的安定した教育活動が行われているが、他方で問題行動を繰り返してしまう児童生徒への教育効果は、限定的である。

<考察>

- 問題行動の予防には、全ての児童生徒を対象にした教育活動の充実が大切である。
- 児童生徒が主体的に自ら成長していくように促す教育活動を、意図的・計画的に充実させ、社会性や人間関係スキルを育成していくことが重要である。
- 社会性や人間関係スキルの育成について、特定の児童生徒を対象に指導を行う場合は、孤立感を持たせてしまったり、自己肯定感を低下させてしまったりする恐れもある。

日常の教育活動の中で全ての児童生徒に対して時間をかけながら進めていくことが望

まれる。

- 学校を居場所とするには、授業において全ての児童生徒が活躍できる場面をつくっていく努力が望まれる。
- 自己の存在感や充実感を持たせ、自らが主体的に他の人と関わられるような教育活動を行っていくことで、学校が居場所となり、人との絆をつくっていく場にもなると思われる。
- いわゆるアクティブ・ラーニングは、人と人とのつながりを強める学び合いの側面を持っており、絆づくりにも効果がある。
- 人とつながり仲間を作ることによって、学校内での存在感や充実感を持たせることができ、人とつながる能力を育くみ、関係を構築する中で、問題行動を防ぐ力も育成される。

(イ) 基礎学力の定着

<検証>

学力の低下は、学校生活への意欲を失わせる大きな要因であることから、各学校では、生活の乱れ等による学力への影響を減らすよう、学習面の対応に努めていたことがうかがえる。

検証の対象となったある高校では、基礎からの学びを大切にしており、毎日30分の時間を設けて小学校、中学校の学習内容について学び直しを行っている。

また、ある中学校では、「読み」「書き」「計算」について重点的に取り組み、基礎学力の定着が不十分な生徒を対象に、テスト前や夏休み等に補習を行うなど様々な工夫をしている。

<考察>

- 授業の中で自己の存在感や充実感を感じさせられるよう、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくっていく工夫が何よりも大切である。
- 自己有用感の醸成が、学習への意欲を持たせる基礎となる。
- 人と協働する体験的な学習活動は、基礎学力の定着や問題行動を抑制する効果がある。

(ウ) 児童生徒に発達上の課題がある場合の対応

<検証>

自身が生活上の困難を感じている児童生徒に対しては、的確にその特性を理解し、一人一人にあった適切な対応が必要であるとの意識は、概ね各学校で共有されている。

他方、迷惑をかける行為を心ならずも行う児童生徒に対して、発達障害等への見立てが適切に行われず、支援計画もなく、校内のルールに基づいた一般的な生徒指導を重ねている場合、児童生徒の背後にある発達上の課題を見逃していることが多い。

検証の中でも、アセスメントが適切になされず、児童生徒の特性への対応が遅れてしまったことで、学校の指導が問題行動の改善につながらなかったと思われるケースがあった。

また、そのような児童生徒に対して、SCやSSW等の専門職の意見も入れ、特別支援教育コーディネーターを含めて組織的に対応しているケースもあるが、個別支援計画の策定、実施及びケース会議の定期的な開催など、必要な取組が十分に機能するには至っていなかった。

<考察>

- よりわかりやすい授業やつまずきにくい学習活動は、全ての児童生徒にとって効果がある。
- 発達上の課題を持つ児童生徒の状況によっては、医療機関等と連携して、特性を見立て、家庭と協力関係を構築し、支援計画を策定、実施していくことが必要である。

- 教育相談部会等の校内組織の整備とコーディネートの役割を担う教員の配置、S C等専門職の配置充実、教育相談に係るスキルを持った教員の育成が求められる。
- 成長過程のなるべく早い段階での対応が重要であることから、小学校段階での対応に留意するべきである。

イ 家庭・関係機関との連携

<検証>

今回検証したケースでは、問題行動等の予兆は小学校時代に現れている。その後の成長に家庭環境が大きく影響するため、必要な場合は早期に関係機関と連携した家庭への支援が望まれる。

小学校段階での予兆に適切に対応できず、家庭に困難を抱えたまま進学すると、問題行動は年を追うごとに拡大し、高校では学校の指導が本人に届くことがほぼなくなってくる。

高校では懲戒処分等に際し家庭と連携を図ろうとしているが、保護者自身が困難を抱えている中で、生徒の問題行動の改善につながるような協力関係を築くことが難しくなっている。

また、非行グループの関係については、学校はほとんど情報が得られておらず、家庭との連携協力が難しい中で、非行グループに係る対応は難しかったことと思われる。

ある中学校では、一部の生徒に非行が顕著となり、非行グループとの接触が心配される段階で、いじめ・非行防止ネットワークを設置しているが、より早期の設置が求められたと思われる。

学校や家庭に居場所がなくなると、非行傾向のある児童生徒は、知り合いの所属する非行グループのなかに居場所を求めるようになる。

本事案の中でも、学校や家庭で自己有用感が見いだせず、非行グループの中に居場所を見つけて、さらに学校から遠ざかっていったと思われるケースがあった。

<考察>

- 問題行動の未然防止、早期発見及び支援のためには、小学校への対応こそ大切である。
- 学校が家庭との連携を図る上で、小・中・高校間での具体的な情報共有が大切である。
- 共有する情報について、申し送る内容等の情報作成は組織的に行い、個人の負担を軽減することが必要である。
- 個人情報であっても、教育上必要な共有は差支えないことを周知する必要がある。
- 学校と家庭との良好な関係は、生徒指導上大切だが、学校間の情報共有が滞ることで、適時適切な支援が阻害されるのであれば、家庭との関係は別の努力で対応すべきである。
- 警察との連携に当たり、非行グループの情報や地域の防犯情報など、直接的には児童生徒の問題行動に関わらないと思えることであっても、情報交換は定期的に行う必要がある。
- 地域との連携に当たっても、地域の情報を日常的にキャッチできるよう、アンテナを高くする努力が必要である。
- 家庭にも学校にも、居場所が見つからなかった者に対して、地域若者サポートステーション、様々なNPO等の活動団体、生徒の身近にいる大人の存在を伝えたい。

6 検証を終えて

「(1) 学校関係者の皆様へ」においては生徒指導の在り方について、「(2) 子供たちの支援に携わる皆様へ」においては学校と関係機関との連携の重要性についてまとめている。